

## 第 1 ～ 3 回検討会での主な指摘事項 ( 会議でのご発言 & プレゼンテーション )

### 全般 / 事業者・自治体共通事項

#### < 分析・対応の考え方 >

- ・ ( これまでの ) 原因究明調査について、意識の問題や直すべき部分とそうでない部分が混同して書いてあり、対応しなければならない部分の焦点が絞り切れていない。
- ・ 違反と超過を明確にし、超過も要因 ( 事故、防止可能、運転管理上困難等 ) 別に対応の検討が必要。
- ・ 厳しくするのは違反をなくす一つの方向だが、厳しくすればするほど潜ってしまい我々は何の情報も得られなくなってしまう。むしろそのほうが怖い。
- ・ 基本的には社会全体が知ることが非常に重要。全部出した上で納得してもらおうという方向。
- ・ 不適正事案が出てきたときには、自主的報告と行政の立入検査等による発見を区別し、自主的に報告されたものについてはそれなりの扱いが必要。

#### < 基準、運用等の明確化 >

- ・ 何が許されていて、何が許されていないかという区分がはっきりしておらず、明確化する必要。
- ・ 許される範囲が明確になっていない中で、報告すべきこと、しなくてもいいことという区分けがなされておらず、企業の自主判断に任されてきてしまった。
- ・ どういう場合に違反となるのか、守るべき範囲やスパン等について、統一見解や解釈の明確化を望む。
- ・ 法令違反の数は重要な開示項目。自治体によって対応が異なるが、情報公開する以上は何が法令違反なのかをはっきりさせるべき。
- ・ 環境省で各自治体の運用上のノウハウなどをまとめて分かりやすく提示してもらえるとありがたい。
- ・ 環境省に問い合わせコーナーの設置。
- ・ 異常への対処による施設停止時の異常流出、基準値超過など、判断しづらい部分を明文化してもらおうと運営がしやすい。
- ・ 連続測定とバッチで測定する場合と分けて考える必要があるのではないか。
- ・ 排出基準値違反はどのレベル ( 法律、条例、協定等 ) のものか。
- ・ 協定違反が報道の中で大気汚染防止法違反のように捉えられている部分があるのできちっと整理していく必要。
- ・ 協定値の扱いを明確にすべき。

#### <測定義務と虚偽記載>

- ・ 測定頻度どおり企業側がきちっと測定してそれが基準違反でない場合、実際に立入検査で基準違反が起こったときに直罰規定がかけられるかという問題が実は今残っていると思う。
- ・ 虚偽の記載をしてはいけないことを法律上で明確化して、違反した場合には氏名を公表することなどを制度的に組み入れていくべき。

#### <自治体と企業の関係>

- ・ 地方自治体職員の教育不足・勉強不足による企業対応と不信感の醸成。
- ・ 昔は企業が自治体と相談しながら対応を決めてきたということがあったが、最近は自治体への相談がなくなっている。
- ・ 立入検査や届出審査が県庁の地方事務所で行われることで、本庁の職員はそういう業務に接することがなくなり、企業の相談に乗ったり現場に対するスキルが落ちてくる。
- ・ 自治体による法令・条例講習会や公害防止法令解説書の改訂・充実。
- ・ 行政も参加した異常排水時訓練の実施。
- ・ 企業の公害防止管理体制整備への支援（講師派遣や資料提供、企業間の情報交換等の働きかけ）
- ・ 兵庫県の場合、環境保全管理者協会という企業団体があり、水、大気、廃棄物等の部門ごとにグループを作り、行政も参加し月一回ペースで情報交換。排水基準やマニュアルなども行政と企業が一緒になって作成。基準超過の公表や行政処分についても相互信頼、相互理解のもとに実施。
- ・ 法律上の対応と協定上の対応が混同。立入検査の根拠を確認すること等によって、自治体・事業者の相互認識が向上する。
- ・ 業界によって、業界がまとまって行政と一線を画しているところ、行政頼りのところといろいろある。

#### <地域とのコミュニケーション>

- ・ 水質総量規制対象工場に対し、市が研修会、見学会等呼びかけ、その中で事業者からの事故や基準超過事例等の発表や意見交換を実施。
- ・ 化学物質の関係で、地域と事業者と行政が一緒になった取組を実施。事業者と行政と地域のコミュニケーションを通して、自分たちの生産活動が地域の環境にどう影響を及ぼしているのか、事業場の担当者の理解が進んだ。

#### <その他>

- ・ 何でも一緒くたの形で、悪い方に引きずられて非常に悪いことをしたとの報道になってしまう。
- ・ 原理原則を知っていないとトラブルが起こったとき本当の意味での対応ができないが、原理・原則を教えるべき人材が減少し、原理原則をなくしたままテクニックだけが、企業でも、もしかしたら自治体でも継承されているのではないか。

## 事業者

### <背景状況>

- ・ 公害が一般的に減り、企業に対するプレッシャーが減少。
- ・ 団塊の世代の大量退職。

### <企業内の管理体制>

- ・ 緊張感の欠如。
- ・ 環境基準を概ね達成している状況下においては、多少の排出基準超過があっても周辺大気への影響は軽微であるとの甘えにつながりやすい。工場の自主的な判断や対応に問題があるなら事業者の社会的責任の担保を強化すべき。
- ・ 運転部門がデータの維持管理。最終判断は環境部門。不具合時に停止せざるを得ないシステムの構築、停止値の設定や連絡に係る規定等の整備が必要。
- ・ 企業内でのコミュニケーション不足。環境管理の仕組みはあったが形骸化。設備の不具合等を言い出せる機会の設置など補足的取組を実施。
- ・ 工場・事業場（現場）と本社の意識の乖離をどう埋めるか。
- ・ 企業の生産性重視の姿勢。環境管理部門が生産部門から独立していない。環境管理部門と生産部門の独立性確保、監視権限拡大等が必要。
- ・ ISO14001 がシステムとして機能しておらず、日本人の資質に合うような工夫が必要。
- ・ 社内点検・監査等の詳細規定の見直しを実施。
- ・ 作業の標準化（見える化）、事業者における環境コンプライアンス研修・教育の義務化。
- ・ 事業者における複数者によるデータ管理と情報公開の義務化。
- ・ 全社の環境管理体制改革（内部組織の見直し、外部有識者の意見反映、監査機能の増強等）を実施。
- ・ 環境管理部門に操業停止権限を与えた。
- ・ 環境管理諮問委員会（社外有識者）の設置、環境監査機能の増強。
- ・ 公害防止組織法に基づく組織とISOに基づく組織のリンク。
- ・ 協定値（法規制の1/10以下）を順守するため、さらに低いレベルでの運転・管理を行っている。

- ・ システム化され、企業の環境担当者は測定データがどのように自治体に送信されているか不明。

#### < 公害防止管理者 >

- ・ 公害防止管理者制度が機能していない( 公害防止管理者等の選任をしているだけ )。
- ・ 公害防止管理者に対するバックアップ体制は非常に弱く、仕組みを変えればある程度の効果はある。
- ・ 公害防止統括者等の職務の実施状況等についての記録の保存、備え付けのための制度的措置が必要。しかし、それをチェックするマンパワーが自治体にはなく、事業者において記帳し、第三者が認証するのか、オープンにすることによって実効性を担保するのか、考えていく必要。

#### < 技術的事項 >

- ・ 廃棄物の活用などによる燃料の多様化により排出濃度などの変動が非常に大きくなり、運転管理者には非常に厳しい状況。
- ・ 定期修理後の燃焼管理に伴う変動幅は、ある程度、許容範囲だと認容。
- ・ 業種、設備等によっては異常値発生時等に設備停止が容易でない。また、停止するまで一定の時間を要し、この間に基準超過に至る可能性あり。

#### < 情報公開・開示等 >

- ・ 企業自らが積極的に環境管理（情報公開）の取組をして、それを積極的に外にアピールし公害防止を結果的に達成するような仕組みをもっと高めていってほしい。
- ・ 事業者が測定結果等を自主的に公表する仕組みを構築し、地域との環境コミュニケーションの形成を図ることが不適正事案発生を抑止効果を持つと考えられることから、企業の公正さを担保でき、地域住民の意見等を集約できるルールづくりなどを検討すべき。
- ・ ばい煙や排水についての測定義務の確実な履行や公開・閲覧の在り方、虚偽の記録等を防止するための制度的措置。
- ・ 事業者による「環境報告書」を活用した環境管理の体制整備や取組状況などの公開を支援するための制度的措置。環境報告書を活用して事業者の取組を促し、世間からチェックさせることができないか。
- ・ 自分たちの工場環境の取組を外へアピールしていくような仕組み作り、それを制度的にバックアップできるように何かすればいいのではないか。
- ・ 事業者の測定結果についての報告義務とともに、県、市町村は公開できるという規定を協定上に位置づけ。
- ・ 大気・水質モニタリングデータをリアルタイムで公開。

- ・ 事業者における複数者によるデータ管理と情報公開の義務化（再掲）

## 自治体

### < 背景状況 >

- ・ 地方公共団体での環境業務の多様化（大気、水質関連の人員減少）
- ・ 地方公共団体での 2007 年問題（ベテラン職員の退職、技術・ノウハウの継承の懸念）  
課の統廃合で別の業務が加わり、効率的という名の下に一般監視業務が手薄になってきている。

### < 立入検査等 >

- ・ 自治体の財政事情が苦しく、立入検査やモニタリングポイントが減少。
- ・ 特定施設数の増加に対し、立入検査が減少。
- ・ 立入検査時の測定未実施（大気は水質に比べて測定件数が少ない）、立入検査時間が十分でない（詳細な照合ができない、不適正事案の発見が困難）
- ・ 立入検査に際して、水の場合は水の状況をみておかしいと思ったときヒアリング、大気はヒアリングの中で問題があるか探って危ないと思ったときに測定。大気の場合はいろいろ道具もあるので事前通告せざるをえない。このため、大気で立入検査で違反になることはまずない。
- ・ 効率的な立入検査が実施できるようマニュアルを見直し。
- ・ 大気、水質、廃棄物等の総合的大規模立入検査（公害機動隊）の導入（法令遵守の徹底と技術の継承）
- ・ 立入検査体制の質的確保（立入検査マニュアルの作成、職員研修の実施）、量的確保（補正予算による立入検査件数の追加）
- ・ 立入検査マニュアルの策定（支庁毎の対応の公平性担保 + 担当職員のスキルアップ）
- ・ 温暖化や循環型社会等の広範なニーズへの対応、データ改ざん等の不適正事案への厳正な対応、職員の技術や知見の継承という観点から、立入検査のあり方を見直し。
- ・ 年間の立入検査計画を策定して効率的な立入検査を実施。検査項目の整理・重点化をして立入検査チェック表を作成・活用。点検項目に工場の公害防止体制を追加。新任者がすぐに対応できる立入検査ポケットブックの作成。
- ・ 地方自治体でのチェック能力の向上、データのチェックだけでなく、チャートも併せて確認。
- ・ 客観的な基準値遵守状況把握の徹底（運転管理状況、民間測定業者の測定受託状況など）
- ・ 立入検査の際、測定データについては原データの確認、外部委託された場合には計

量証明がついているオリジナルの確認を実施。

<自治体における効果的な管理>

- ・ 固定発生源対策等については自治体間の情報交換の場も少ない。
- ・ 事案対応時の各支庁への水平展開等情報の共有化（テレビ会議、一斉メール配信等）
- ・ 環境保全協定の強化（企業の環境管理（組織、教育等）の徹底を追加、違反時の措置の強化（違反事項に対し勧告を経ずに操業短縮・停止指示が可能に）等）
- ・ ダイオキシンの関係は水質汚濁防止法と一体的な指導が望ましく、規制業務権限の一体化の推進が今後の検討課題ではないか。
- ・ 大気汚染防止法第 14 条の改善命令の適用要件（“その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき”）の緩和。（水質汚濁防止法と同様に排出基準超過が継続するおそれのみを要件として命令できるように）

<民間活力の導入>

- ・ 自治体が全部をチェックしていくことは実際として無理であり、民間のチェック機能をどう働かせていくか。
- ・ 公害防止に係る民間活力の導入の検討（専門家・指導者の養成、技術的マニュアルの作成、相談窓口の設置、人材育成援助等）
- ・ 民間のコンサル会社等と連携した事業者指導、事業者において民間コンサル会社が中心となった自主点検や施設点検などが必要になってくるのではないか。